

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

株式会社大林組 (東京都港区港南2-15-2)[1000002007]
大林道路株式会社(東京都千代田区神田猿樂町2-8-8)[1000002008]
株式会社本間組 (新潟市中央区西湊町通三ノ町3300-3)[1000012785]

2. 資格登録停止措置の期間

令和7年4月8日 ~ 令和7年4月21日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、「東名阪自動車道(特定更新等)津島高架橋他3橋(下り線)床版取替工事」(名古屋支社発注)において、大型支保工解体作業中に、シートモッコからスライドプレートが滑り落ち、吊荷下にいた作業員の頭部に当たり、負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)